

第二種特定鳥獣管理計画（第6期カモシカ保護管理）の策定について

I 計画策定の目的・スケジュール等

1 計画策定の目的

科学的・計画的な保護管理により、管理ユニット内の個体数を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。）第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第6期カモシカ保護管理）」（以下「計画」という。）を策定する。

2 計画の期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2029年)3月31日までの5年間

3 対象地域

県内全域（7管理ユニットに区分）

4 策定スケジュール

区分	R6.8	.9	.10	.11	.12	R7.1	.2	.3	.4
環境審議会		9/17 諮問						答申	
特定鳥獣 保護管理 検討委員会※1								検討	
カモシカ 専門部会※2	8/27 検討			検討		検討			
協議等					→ 県民意見公募、関係機関協議				

※1 県が作成する特定鳥獣に関する保護及び管理に関する計画の検討並びに適切な実行、事後評価を行うために総合的な見地から意見を聴取することを目的に開催

※2 特定鳥獣保護管理検討委員会において審議する事項について、専門的な見地から意見を聴取することを目的に開催

II カモシカに関する現状

1 生息状況

< H30 調査結果との比較（長野県全域） >

生息分布 →減少（分布面積 H30：12,126km² →R5：11,004km²）

生息密度 →増加（中央値 H30：0.40 頭/km² →R5：0.56 頭/km²）

生息個体数→維持または漸減傾向（中央値 H30：4,817 頭 →R5：5,279 頭）

※H30 調査では長野北部管理ユニットの個体数推定を行っていないことを考慮すると、
 全県の生息個体数は現状維持または漸減傾向にあると考えられる。

$$\begin{array}{rcl} \text{R5 長野県全域} & & \text{R5 長野北部} \\ 5,279 & - & 717 \\ & = & \underline{4,562 \text{ 頭}} \end{array}$$

< H30 調査との比較表 >

管理ユニット	生息分布	生息密度	生息個体数	(参考) ニホンジカ生息密度
北アルプス	増	増	増	
長野北部	減	前回調査なし	前回調査なし	
越後・日光・三国	増	増	増	多い
関東山地	減	減	減	特に多い
八ヶ岳	減	増	増	特に多い
南アルプス	減	増	減	特に多い
中央アルプス	減	増	同程度	多い
長野県全域	減	増	維持/漸減	

※専門部会等の検討結果で変更の可能性あり

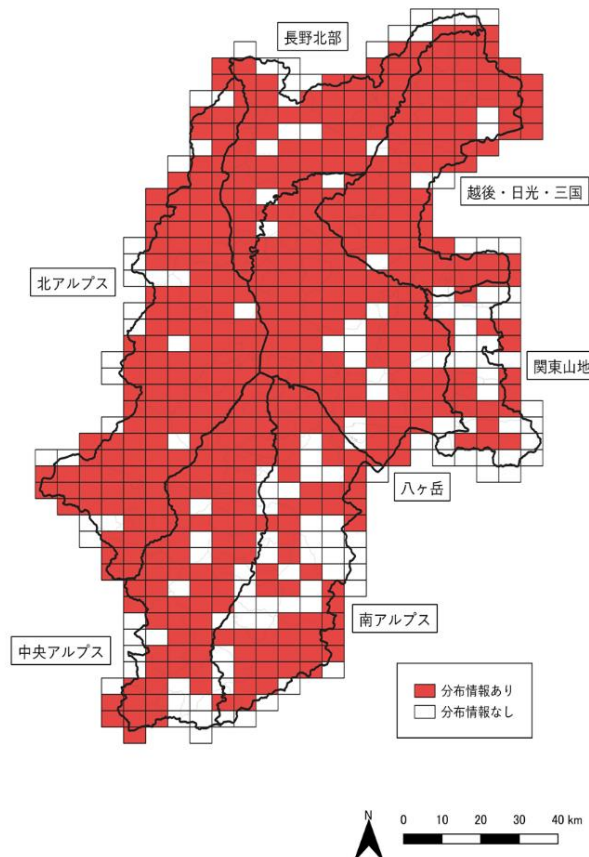


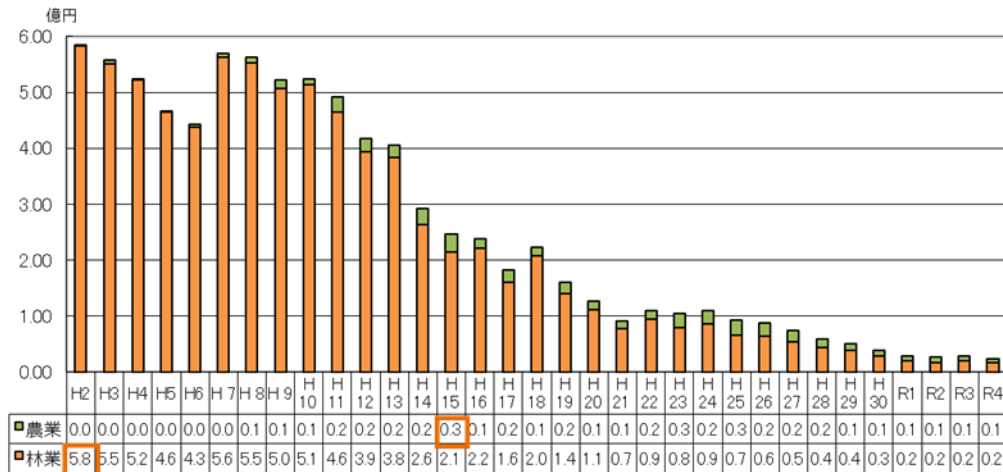
図1 カモシカの生息分布メッシュ（令和5年度調査）

2 被害状況

長野県におけるカモシカによる被害は、林業被害と農業被害が発生している。

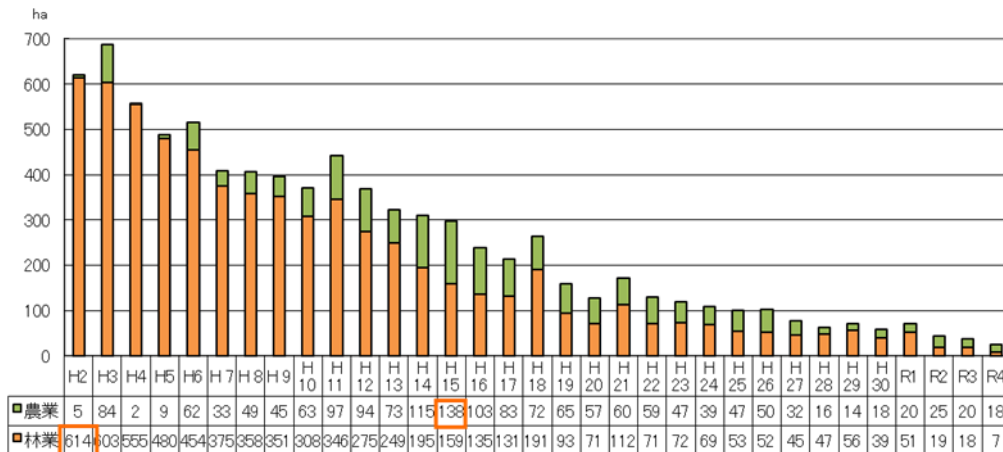
林業被害はヒノキ等の新植増林木の葉の食害であり、昭和 50 年代半ばには被害金額約 7 億円、被害面積約 1,000ha を超えピークを迎えたが、その後、造林面積の縮小に伴い、減少傾向で推移している。

農業被害額は、主に野菜を中心として、昭和 50 年代当初から確認され始め、当初は数 ha から十数 ha で推移し、平成 15 年度には被害金額が約 3 千万円、被害面積が約 138ha であったが、近年は減少した。



※□はピークを示す。長野県資料より作成。

図2 カモシカによる農林業被害金額の推移



※□はピークを示す。長野県資料より作成。

図3 カモシカによる農林業被害面積の推移

3 個体数管理の状況

長野県では、林業被害の増大に伴い、昭和 54 年度から捕獲（平成 12 年度からは「特定計画に基づく許可捕獲」）を実施している。特に林業被害が顕著であった昭和 63 年度から 600 頭を超えていた年間の捕獲頭数は、被害に伴って減少し、令和 5 年度はピーク時の 10 分の 1 以下の 50 頭となった。

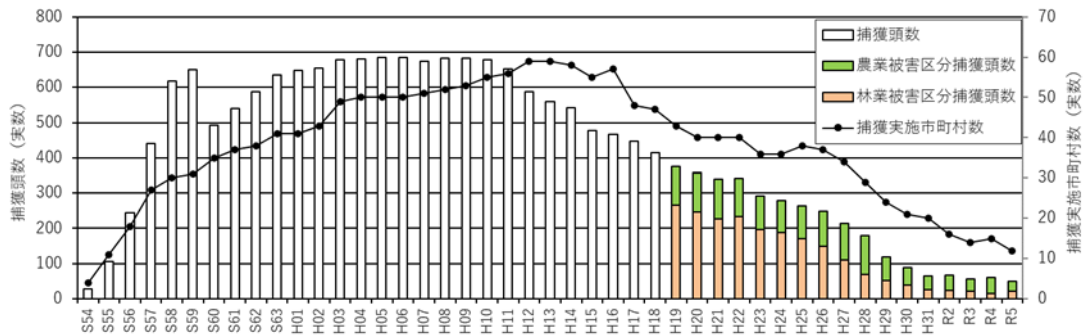


図 4 カモシカの捕獲頭数と捕獲実施市町村数の推移

Ⅲ 第 6 期カモシカ管理計画に向けた考え方

1 第 6 期計画の基本方針

- 科学的・計画的な目標設定に基づき、総合的な被害防除対策を行うことにより、管理ユニットを安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る。
- 特定計画の実行にあたっては、並行してモニタリングを実施し、その結果により必要に応じて特定計画を見直すフィードバックシステムを確立する。とりわけモニタリング結果については、特定計画に基づく許可捕獲やニホンジカによる影響などを見極める上で、個体群毎に比較を行うなど、より検証の精度を高めるものとする。
- 学識経験者、自然保護団体、被害者等からなる特定鳥獣保護管理検討委員会（以下「検討委員会」という。）により、特定計画の見直し及び実行にあたって検討、評価を受けるとともに、適切な情報公開をしながら進める。
- 「管理ユニットの個体数を安定的に維持」するために、隣接県と連携しつつ保護管理を進める。
- 特定計画に基づく許可捕獲を含む被害防除にあたっては、農林業被害の軽減を基本として、捕獲以外の被害防除を優先して取り組むとともに、その上でなお必要な場合に個体数調整を行うこととし、地域ごとに十分な合意形成のもとに進める。なお、各地で生息域を拡大しているニホンジカの被害と見誤らないよう慎重に実施の検討を行うものとする。

2 第6期計画の策定にあたっての留意事項

○カモシカの生息状況について

- ・一部の管理ユニットでは、生息個体数の減少・生息分布の縮小が確認された。地域個体群維持の観点から今後生息動向に注視するとともに、これらの管理ユニットで捕獲を行う際には必要性を厳重に確認するものとする。

○ニホンジカの影響について

- ・平成初期頃から、全国各地でニホンジカの分布拡大あるいは生息密度上昇による生態系被害の増大が起きており、それに伴うカモシカのご食物資源の減少や空間的な競合によるカモシカへの影響が懸念されている。長野県でも、全域においてニホンジカの個体数増加および分布拡大が認められており、同様の問題が起きていると考えられる。
- ・カモシカの保護管理にあたっては、ニホンジカの特定計画と十分な連携を図る。
- ・ニホンジカとカモシカの生息域が重複する地域においては、ニホンジカによる被害をカモシカによるものと誤認する可能性があるため、自動撮影カメラの活用等により、加害獣の判別を慎重に行う。

○カモシカによる農林業被害について

- ・農林業被害については県全体として被害レベルを低く抑えられているが、今後、主伐・再造林の推進による造林面積の増加により林業被害の増加が懸念される。また、ニホンジカによる被害との混同を避けるためにも、加害獣の特定や必要に応じてニホンジカ防除対策を同時に講じることが重要となる。

【参考】カモシカとニホンジカの比較

	カモシカ <i>Capricornis crispus</i>	ニホンジカ <i>Cervus nippon</i>
県内 生息状況	推定生息個体数 (R5) : 5,279 頭 県全域に生息	推定生息個体数 (R元) : 216,795 頭 県全域に生息
被害形態	主に葉の食害、踏み荒らし 少量食べて移動を繰り返す	葉や樹皮の食害、踏み荒らし 群れで定着して食べる
社会性	なわばりをもつ 基本的に単独で生活	群れを形成する
活動時間	昼夜ともに活動	薄明薄暮/夜行性
その他	特別天然記念物	指定管理鳥獣*

※指定管理鳥獣：集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの（環境大臣が指定）
ニホンジカ、イノシシ、クマ類（四国の個体群を除く）が指定されている